

第73回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
アルテリア・ネットワークス株式会社への追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、どのような措置が必要だとお考えですか。

(関口構成員)

(アルテリア・ネットワークス株式会社回答)

- ビル&キープ方式の採用が、当事者間の適切な協議を経て合意されたものであることを検証できるようにすること、及び透明性を確保する観点から、ビル&キープ方式による相互接続協定の締結または変更については、認可または事前届出事項とすることが妥当と思料します。なお、接続料規則や接続約款においては、「両当事者間において、特段の合意がある場合は、総務大臣の認可(届出)を条件として、規則または約款によらない料金とすることができる」等と規定することが妥当と考えます。

以上